

## 国税徴収法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 国税の滞納処分による差押えが禁止される社会保険制度に基づく退職手当等の対象に、存続組合から支給される特例一時金（特例退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金又は特例老齢農林年金に係るものに限る。）を加えることとする。（第 35 条関係）
- 2 換価執行決定に係る告知があった場合における換価同意行政機関等が交付を受けている滞納処分関係書類の換価執行税務署長への引渡し等を定めることとする。（第 42 条の 2 関係）
- 3 換価執行決定の取消しとなる差押えの解除の対象となる差押えの範囲等を定めることとする。（第 42 条の 3 関係）
- 4 換価の続行があった場合における特定参加差押不動産につき換価執行決定の取消し前に交付を受けた交付要求書等に係る交付要求の効力等について定めることとする。（第 42 条の 4 関係）
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成 31 年 1 月 1 日から施行することとする。（附則第 1 項関係）